

公共工事に要する経費の前金払取扱要領

平成28年4月1日制定

(総則)

第1条 白井市（以下「市」という。）が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定による前金払及び中間前金払の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(前払金の支払基準等)

第2条 公共工事（以下「工事費」という。）の前金払は、次表左欄に掲げる工事等について行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

ただし、市の財政運営に支障を来たす場合は、このかぎりでない。

工事費	割合	充当経費
(工事) 1件の請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事（工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く）	請負代金額の4割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
(設計又は調査) 1件の請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	請負代金額の3割以内	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
(測量) 1件の請負代金額が500万円以上の測量（工事に関連しないものは除く）	請負代金額の3割以内	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

2 工事等の契約を競争入札等に付する場合には、前項の表左欄の「請負代金額」の字句を「設計金額」と読み替えるものとする。

3 工事費の中間前金払は、次の（１）から（３）のすべてに該当する工事のうち、次表左欄に掲げるものについて行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

- （１）工期の2分の1を経過していること。
- （２）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （３）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

工 事 費	割 合	充 当 経 費
1 件の請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事（工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く）	請負代金額の2割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

4 第1項及び第3項の規定により前金払又は中間前金払の対象となる場合は、入札公告又は指名通知（随意契約にあつては見積依頼書等）にこれを表示するものとする。

（単価契約の取扱い）

第3条 単価契約によるものは前金払を行うことは出来ないものとし、総価契約と単価契約を複合した契約においては、総価契約部分について前金払を行うものとする。

（保証証書の寄託）

第4条 前金払又は中間前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

（工事等の内容の変更に伴う前払金の増減）

第5条 工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金を増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条に規定する割合に乗じて得た額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、前払金額を増額することができる。

2 工事等の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（中間前払金の支払を受けて

いるときは10分の6、設計又は調査若しくは測量又は工事中機械類の製造の請負契約にあっては10の3)を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

(保証契約の変更)

第6条 前条第1項の規定により支払済の前払金に追加して更に前金払をしようとするときには、相手方をして、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

(部分払)

第7条 前金払をした工事等について部分払をする場合の金額は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

請負代金相当額×(9/10 - 前払金額/請負代金額)

- 2 前項の部分払は、当該工事等の既成部分が全工事等の10分の5以上あるものについて行うものとする。
- 3 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。ただし、債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度末において、部分払をすることができるものとする。

(債務負担行為に基づく契約における前金払)

第8条 債務負担行為に基づく契約における前金払は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額(全会計年度における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。)に対して行うものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が500万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

第2条 第1項	請負代金額の4割以内	各会計年度の出来高予定額の4割以内
	請負代金額の3割以内	各会計年度の出来高予定額の3割以内
第2条 第3項	工期の2分の1	当該会計年度の工事実施期間の2分の1
	請負代金の額の2分の1	当該会計年度の出来高予定額の2分の1
	1件の請負代金額が 500万円以上の土木 建築に関する工事	いずれかの会計年度の出来高予定額が 500万円以上の土木建築に関する工事
	請負代金額の2割以内	各会計年度の出来高予定額の2割以内
第4条	工事等の完成時期	工事等の完成時期（最終会計年度以外の 会計年度にあつては、当該会計年度の 末日）
第5条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第7条 第1項	請負代金相当額× (9/10 - 前払金額/請 負代金額)	(1) 前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額×9/10 - (前会計年 度までの支払金額 + 当該会計年度の部 分払金額) - [請負代金相当額 - (前年 度までの出来高予定額 + 出来高超過 額)] × 当該会計年度前払金額 / 当該会 計年度出来高予定額 (2) 前払金及び中間前払金の支払を受けて いる場合 請負代金相当額×9/10 - 前会計年度 までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前年 度までの出来高予定額) × (当該会計年度 前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度出来高予定額
第7条 第2項	当該工事等の既成部分	当該工事等の当該会計年度の出来高の 請負代金相当額
	全工事等	当該会計年度の出来高予定額

(義務違反等による前払金の返還)

第9条 前払金を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

(端数利息)

第10条 この要領に基づき前金払する場合における前払金の金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 この要領に基づき部分払する場合における部分払の金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降から契約する工事等に適用する。

2 白井市公共工事の前金払に関する取扱要領（平成2年12月6日制定）は、廃止する。

3 第2条第1項表において、左欄に掲げる区分（工事）の前払金の充当することができる経費は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

附 則

改正後の要領は、平成30年4月1日以降に契約締結する工事等に適用する。